



長野県報

7 月 23 日(木)
令和 8 年
(2026 年)
第 728 号

目次

規 則

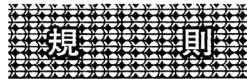
職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局）	2
外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局）	2
住居手当に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局）	3

告 示

土壌汚染対策法に基づく特定有害物質によって汚染された形質変更時要届出区域の指定（水大気環境課）	4
公共測量の実施（建設政策課）	4
公共測量の終了（建設政策課）	4
地方自治法に基づく指定納付受託者の指定（高校教育課）	4
道路の供用開始及び関係図面の縦覧（道路管理課）	5
公職選挙法に基づく長野県知事選挙の執行（選挙管理委員会）	5
長野県知事選挙に用いる投票用紙の様式（選挙管理委員会）	5
長野県知事選挙における選挙長及び職務代理者の選任（選挙管理委員会）	6
長野県知事選挙における選挙長の事務を行う場所（選挙管理委員会）	6
長野県知事選挙における候補者がポスター掲示場にポスターを掲示することのできる期日（選挙管理委員会）	7
長野県知事選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時（選挙管理委員会）	7
長野県知事選挙における各候補者の政見放送の順序を定めるくじを行う場所及び日時（選挙管理委員会）	7
長野県知事選挙において経歴放送のみを行う候補者の放送（選挙管理委員会）	7
長野県知事選挙の選挙会の場所及び日時（選挙管理委員会）	8
公職選挙法に基づくポスターの掲示の禁止（選挙管理委員会）	8
公職選挙法に基づく寄附の禁止（選挙管理委員会）	8
地方自治法等に基づく直接請求のための署名の禁止（選挙管理委員会）	8
長野県知事選挙における選挙立会人のくじを行う場所及び日時（選挙管理委員会）	8

公 告

特定調達契約に係る落札者の決定（消防課）	9
企画提案公募（プロポーザル）（財産活用課）	9
長野県営総合射撃場の指定管理者の候補者の募集（森林づくり推進課）	10
土地改良区役員の退任の届出（農地整備課）	12
土地改良区の定款変更の認可（農地整備課）	12
随意契約の相手方の決定（会計課）	12
特定調達契約に係る落札者の決定（交通指導課）	13
特定調達契約に係る一般競争入札（2 件）（産業技術課）	13



職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和8年7月23日

長野県人事委員会委員長 青 木 悟

長野県人事委員会規則第16号

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与に関する規則（昭和45年長野県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第37条の2中「第13条」を「第13条第1号」に改める。

第37条の3を第37条の4とし、第37条の2の次に次の1条を加える。

（支給しない扶養手当及び職員）

第37条の3 一般職員給与条例第13条第2号に規定する人事委員会が定める扶養親族は、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和27年法律第93号）第6条第5項に規定する同行子女に相当する子（第38条の4において「同行子女」という。）とし、同号に規定する人事委員会が定める職員は、同項に規定する同行子女手当に相当するものの支給を受ける一般職員とする。

第38条の6を第38条の7とし、第38条の5を第38条の6とし、第38条の4を第38条の5とし、第38条の3の次に次の1条を加える。

（外国勤務職員の扶養手当の支給方法）

第38条の4 一般職員は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。

- (1) 同行子女が同行子女以外の扶養親族となった場合
- (2) 同行子女以外の扶養親族が同行子女となった場合

2 一般職員給与条例別表第6に掲げる外国勤務手当の支給を受ける一般職員（以下この項から第4項までにおいて「外国勤務職員」という。）の扶養手当の支給は、外国勤務職員に同行子女以外の扶養親族で一般職員給与条例第16条第1項の規定による届出に係るものがない場合において、同行子女が同行子女以外の扶養親族となったときは、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始する。ただし、前項第1号の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にはされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

3 外国勤務職員の扶養手当の支給は、外国勤務職員に同行子女以外の扶養親族で一般職員給与条例第16条第1項の規定による届出に係るものがある場合において、同行子女以外の扶養親族の全てが同行子女となったときは、その事実が生じた日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもつて終わる。

4 外国勤務職員の扶養手当の支給額は、扶養手当を受けている外国勤務職員に更に第1項第1号又は第2号に掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から改定する。第2項ただし書の規定は、第1項第1号に掲げる事実が生じた場合における外国勤務職員の扶養手当の支給額の改定について準用する。

附 則

この規則は、令和8年8月1日から施行する。

人事委員会事務局

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和8年7月23日

長野県人事委員会委員長 青 木 悟

長野県人事委員会規則第17号

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則（昭和63年長野県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「及び管理職員特別勤務手当」を「、管理職員特別勤務手当及び子女教育手当」に改め、「（当該一般の派遣職員が派遣の日の属する月の初日から派遣先の機関の所在する国に所在する大使館に勤務する外務公務員（以下この項において「所在国勤務の外務公務員」という。）であるとした場合に在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和27年法律第93号。第4項において「外務公務員給与法」という。）第6条第4項の規定により配偶者手当が支給されることとなる職員については、配偶者に係る分を除く。）」を削り、「、期末手当」を「、住居手当、期末手当」に、「所在国勤務の外務公務員であるとし

た場合に同条第2項」を「派遣先の機関の所在する国に所在する大使館に勤務する外務公務員であるとした場合に在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律(昭和27年法律第93号。第4項において「外務公務員給与法」という。)第6条第2項」に、「なる住居手当及び」を「なる在外住居手当、」に、「配偶者手当の」を「同行配偶者手当、同条第5項の規定により支給されることとなる同行子女手当及び同条第7項の規定により支給されることとなる在外単身赴任手当の」に改め、同条第4項中「住居手当」を「在外住居手当」に改め、「為替相場」の次に「(当該前日に外国為替市場が開かれていないときは、その直前の外国為替市場が開かれる日の為替相場)」を加える。

附 則

この規則は、令和8年8月1日から施行する。

人事委員会事務局

住居手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和8年7月23日

長野県人事委員会委員長 青 木 悟

長野県人事委員会規則第18号

住居手当に関する規則の一部を改正する規則

住居手当に関する規則(昭和49年長野県人事委員会規則第30号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「含む。以下この号」の次に「及び第4条第1号」を加え、同条第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 給与条例別表第6に掲げる外国勤務手当の支給を受ける職員

第4条第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号を同条第4号とし、同条第2号中「を支給」を「又は在外単身赴任手当に相当するものを支給」に改め、同号を同条第3号とし、同条第1号中「を支給」を「又は在外単身赴任手当に相当するものを支給」に改め、同号を同条第2号とし、同条に第1号として次の1号を加える。

(1) 在外単身赴任手当(在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律(昭和27年法律第93号)第6条第7項に規定する在外単身赴任手当をいう。次号及び第3号において同じ。)に相当するものを支給される職員で、配偶者が居住するための住宅(前条に規定する住宅を除く。)を借り受け、月額1万2,000円を超える家賃を支払っている職員

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年8月1日から施行する。

(長野県人事委員会事務処理規則の一部改正)

2 長野県人事委員会事務処理規則(昭和39年長野県人事委員会規則第13号)の一部を次のように改正する。

別表第2の5の(4)のイ中「第4条第1号及び第2号」を「第4条第2号及び第3号」に改め、同(4)のイ中「第4条第4号」を「第4条第5号」に改める。

人事委員会事務局